

別表1の2 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業

指導事項	指導内容
1 乗務員の要件	<p>乗務員は満18才以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>①別表2に掲げる消防機関が行う講習を修了し、適任証の交付を受けた者。</p> <p>②別表4に掲げる前掲①の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ、適任証の交付を受けた者。</p>
2 患者等搬送乗務員適任証の交付	<p>①消防長は、1の①及び②の該当者に対して、別記様式3の1に定める適任証を交付すること。</p> <p>②適任証の有効期間は、2年間とすること。ただし、別表1の1共通事項の3で定める患者等搬送乗務員定期講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も同様とすること。</p>
3 適任証の携帯	<p>乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、退院等を目的とした運行をする場合又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができること。</p>
5 患者等搬送用自動車の要件	<p>患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>①十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>②換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>③乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>④ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>⑤携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p>
6 積載資器材	<p>患者等搬送用自動車には、別表5に掲げる資器材を積載すること。</p>